

平成23年度第1回(第207回)仙台市国民健康保険運営協議会 会議録

開催日時 平成24年1月18日(水) 13:30~14:34

場 所 仙台市役所本庁舎2階 第二委員会室

会議次第

1 開会

2 議事

(1) 協議事項

- ① 仙台市国民健康保険運営協議会会長の選出について
- ② 平成23年度仙台市国民健康保険事業特別会計補正予算(案)について
- ③ 平成24年度仙台市国民健康保険事業運営計画(案)について
- ④ 平成24年度仙台市国民健康保険事業特別会計予算(案)について
- ⑤ 仙台市国民健康保険条例の一部改正(案)について

(2) 報告事項

- ① 平成22年度仙台市国民健康保険事業特別会計決算について
- ② 平成23年度仙台市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ③ 国民健康保険法施行令の改正について

(3) その他

出席委員(19人)

- 大内委員、札委員、米沢委員、福井委員、薄委員、佐藤(太)委員、櫻田委員
- 青沼委員、清水委員、長田委員、酒井委員、北村委員、高橋(将)委員
- 赤間委員(会長)、加藤委員、鎌田委員、日下委員、高橋(次)委員
- 庄子委員

欠席委員(4人)

永井委員、石川委員(副会長)、渡辺委員、三浦委員

事務局

健康福祉局長、同理事、保険高齢部長、保険年金課長、同課主幹、同課管理係長、同課国民健康保険係長

青葉区保険年金課長、宮城野区保険年金課長、太白区保険年金課長、秋保総合支所保健福祉課長、泉区保険年金課長

《署名委員》

大内委員、青沼委員

《会議経過》

- 健康福祉局長挨拶
- 局長より委員及び事務局職員の紹介
- 会長職務代行者の高橋委員により議事進行
- 欠席者報告
- 署名委員の指名
- (1) 協議事項

【会長職務代行者】

それでは、(1)の協議事項に入ります。

はじめに①の「仙台市国民健康保険運営協議会会長の選出について」です。
事務局から説明願います。

【司会（管理係長）】

それでは、会長・副会長の選出にあたり、関係法令についてご説明申し上げます。資料1をご覧ください。

まず、会長の選出については「国民健康保険法施行令」第5条第1項によりまして、「協議会に会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する」ということになっております。次に、副会長については、同施行令第5条第2項に「会長に事故があるときは前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する」という規定となっております。また、仙台市国民健康保険法等の施行に関する規則第2条第2項に「施行令第5条第2項に定める委員は委員があらかじめ選挙し、選挙された委員を副会長とする」とございます。これらの規定に基づき、会長・副会長の選出をお願いいたします。

【会長職務代行者】

只今、説明がありましたように、会長と副会長は公益を代表する委員の中から選ばれることとなっておりますが、いかがいたしますか。推薦等はありませんか。

【A委員】

それでは、私から会長、副会長を推薦させていただきます。

赤間委員を会長に、石川委員を副会長に推薦させていただきますので、お諮りいただききたいと思います。

【会長職務代行者】

只今、A委員から会長には赤間委員を、副会長には石川委員をという推薦がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

皆様賛成のようですので、只今ご推薦のとおり会長には赤間委員を、副会長には石川委員と決定いたします。

【司会（管理係長）】

高橋委員、ありがとうございました。

それでは、会長に就任されました赤間委員よりご挨拶をお願いいたします。

【赤間会長（以下会長）】

皆様のご賛同によりまして、会長に就任させていただくところとなりましたこと、誠に光栄に存じます。委員の皆様のご協力をいただきながら与えられた職責を全うしてまいれる所存ですので、格別のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、協議事項②の「平成 23 年度仙台市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について」でございます。事務局から説明願います。

保険年金課長。

【保険年金課長（以下課長）】

それでは、「平成 23 年度仙台市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について」説明いたします。

（別紙資料に基づき説明）

【会長】

只今、説明がありました件について、ご意見、ご質問等はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

続きまして、関連性がございますので協議事項③「平成 24 年度仙台市国民健康保険事業運営計画（案）について」と④「平成 24 年度仙台市国民健康保険事業特別会計予算（案）について」をまとめて説明していただきます。

それでは事務局から説明願います。

保険年金課長。

【課長】

協議事項③「平成 24 年度仙台市国民健康保険事業運営計画（案）について」と④「平成 24 年度仙台市国民健康保険事業特別会計予算（案）について」説明いたします。

（別紙資料に基づき説明）

【会長】

只今、説明がありました件について、ご意見、ご質問等はありませんか。

B委員。

【B委員】

資料③-2 について確認させていただきます。収納を高めるという意味で徴収対策室を設置することですが、図に基づき説明があり概略はわかりました。実際に現時点で考えている体制等を教えていただきたいと思います。

【課長】

職員体制についてのご質問と思います。現時点で正職員は 5 名ほど配置し、臨時職員、嘱託職員そ

れから各区役所から必要に応じて職員に来てもらい取り組む予定でございます。

【会長】

B委員

【B委員】

この図には税務部門、区役所との連携をとるとのことです。具体的に滞納される方は、税と保険料と連動することが多いと思いますが、連携するというと協力し合うことになると思います。それぞれの地域ごととか、担当の方が（税と保険料を）併せて徴収するという仕組みはとれるものですか。

【会長】

保険年金課長。

【課長】

さまざまな連携の方法があると思いますが、それぞれのノウハウを有しているので重複する滞納者の情報を交換する、相談に応じるときに共同で対応する等さまざまな連携があると思います。

地域的な形で分けるか等は具体的には詰めていませんが、方策のひとつとして検討してまいりたいと思います。

【会長】

そのほかございませんか。

C委員

【C委員】

資料④-2の備考欄では一人当たりの保険料は概ね平成24年度のほうが平成23年度よりも下がっているということでございますけれども、平成24年度の医療分、支援分、介護分の最高限度額についてお尋ねします。

【会長】

保険年金課長。

【課長】

医療分は若干下がり、支援金は伸びており医療分と支援分の合計では横ばいという状態ですが、保険料の限度額について来年度は変更の予定はありません。最高限度額は国民健康保険法施行令という政令に基づき条例を定めていますが、国の方からは政令変更の情報が入っていないので平成23年度同様、医療分51万円、支援分14万円、介護分12万円合計77万円の限度額に変更はございません。

【会長】

他にはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に協議事項⑤の「仙台市国民健康保険条例の一部改正（案）について」事務局から説明願います。
保険年金課長。

【課長】

協議事項⑤「仙台市国民健康保険条例の一部改正（案）について」説明いたします。
（別紙資料に基づき説明）

【会長】

只今、説明がありました件について、ご意見、ご質問等はありませんか。
〔「なし」の声あり〕
それでは、これで本日の協議事項は終わらせていただきます。

○（２）報告事項

【会長】

続きまして、（２）報告事項に入ります。

○ それでは、報告事項①の「平成 22 年度仙台市国民健康保険事業特別会計決算について」事務局から説明願います。
保険年金課長。

【課長】

報告事項①「平成 22 年度仙台市国民健康保険事業特別会計決算について」報告いたします。
（別紙資料に基づき説明）

【会長】

只今、説明がありました件について、ご意見、ご質問等はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○ 続きまして、報告事項②「平成 23 年度仙台市国民健康保険事業特別会計補正予算について」を説明していただきます。

○ それでは事務局から説明願います。
保険年金課長。

【課長】

報告事項②「平成 23 年度仙台市国民健康保険事業特別会計補正予算について」報告いたします。
（別紙資料に基づき説明）

【会長】

只今、説明がありました件について、ご意見、ご質問等はありませんか。
D委員

【D委員】

資料⑦「平成 23 年度仙台市国民健康保険事業特別会計補正予算について」ですけれども、この補正予算は本協議会を通さなくても問題はないのですか。

【会長】

保険年金課長。

【課長】

制度的に協議会を経たうえで、という法律的な縛りはありません。これまでもできるだけ機会をいただき議会承認前に説明させていただいていましたが、今回は震災の影響で協議会を開催できなかったことから、大変申し訳ありませんが報告とさせていただきたいと思います。

【会長】

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして報告事項③「国民健康保険法施行令の改正について」を説明していただきます。

保険年金課長。

【課長】

報告事項③「国民健康保険法施行令の改正について」報告いたします。

(別紙資料に基づき説明)

【会長】

只今、説明がありました件について、ご意見、ご質問等はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ (3) その他

【会長】

次に(3)「その他」についてです。事務局から説明願います。

保険年金課長。

【課長】

お手元に、本日も欠席の三浦委員から情報提供としまして、資料の配付依頼がございました。後ほど高覧いただきたいと思います。と存じます。

【会長】

報告事項は以上ですが、皆さんから何かございませんか。

E委員。

【E委員】

配布資料は協会けんぽからのものでありましたが、ジェネリック医薬品の使用促進の取組みに関して本市ではどのようなものがあるのか教えていただきたいと思います。

【会長】

保険年金課長。

【課長】

ジェネリック医薬品につきましては、国民健康保険に加入する方々に配布する「国民健康保険に加入の皆様へ」という冊子のなかにも記事を載せております。それから保険証を送付するときのリーフレットや年3回送付する医療費通知のなかで周知を図っています。また、仙台市のホームページにも掲載をしているところでございます。

更に、国民健康保険団体連合会で新たに稼働したシステムの中に、ジェネリック医薬品を使用した場合の差額の通知作成機能があります。システム稼働状況が安定いたしました後、平成 25 年度中にも差額通知が出来るように連合会の中で進められていると伺っていますので、その結果も踏まえながら検討してまいりたいと思います。

【会長】

よろしいでしょうか。
他には何かございませんか。
〔「なし」の声あり〕


○閉会

【会長】


それでは、以上を持ちまして、本日の運営協議会は閉会といたします。
委員の皆様にはご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

平成 24. 3. 月 1 日

○ 会長

赤間次彦 

署名委員

大内修道 

署名委員

青沼清一 